

石川県こども・若者の自殺危機対応チーム事業実施要綱

(目 的)

第1条 石川県（以下「県」という。）は、石川県自殺対策計画に基づき、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するため、多職種の専門家により構成する「こども・若者の自殺危機対応チーム（以下「危機対応チーム」という。）」事業を実施する。

(業 務)

第2条 危機対応チームは自殺のリスクを抱えるこども・若者に関する次に掲げる業務を担う。

- (1) アセスメントに関すること
- (2) 支援方針の策定に関すること
- (3) 支援方針に基づく支援に関すること
- (4) 支援後のフォローアップに関すること
- (5) こども・若者の支援機関および地域支援者に対する助言に関すること
- (6) 支援結果の検証・評価に関すること
- (7) その他こども・若者の自殺危機対応に関すること

(組 織)

第3条 危機対応チームは次に掲げるものによって構成する。

(1) 危機対応チームメンバー

チームのメンバーは、次に掲げるものの中から県障害保健福祉課長が適任者を選任する。

委嘱期間は1年とし、更新は妨げない。

- ① 精神科の医師
 - ② 弁護士
 - ③ 公認心理師又は臨床心理士
 - ④ 精神保健福祉士
 - ⑤ その他こども・若者の自殺について精通していると認めるもの
- (2) 県教育委員会
 - (3) 県こころの健康センター
 - (4) 県障害保健福祉課

(会 議)

第4条 県こころの健康センターは、第2条に掲げる業務についての活動報告および今後

の在り方について検討するためのチーム運営会議を年1回開催するほか、必要があるときは臨時に開催することができる。

2 ケース検討会議は、支援要請に基づく支援の方針の検討および支援要請元への助言等を行うため随時開催する。

(1) ケース検討会議は、県こころの健康センターが日程調整を含めた調整を行う。

(2) ケース検討会議には、必要があると認めるときは、メンバー以外のものに会議への出席を依頼し、又は出席を求めることができる。

(守秘義務)

第5条 チーム員は、正当な理由がなく、業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第6条 チームの事務局は、県こころの健康センター及び県障害保健福祉課、県教育委員会が務める。なお、運営事務局は県こころの健康センターに置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は、別途定める。

附 則

この要綱は、令和8年8月1日から施行する。